

芦屋市条例第 2 0 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年芦屋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 3 5 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 3 5 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得</p>

改正後	改正前
<p>を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が<u>826,500円</u>以下である者をいう。</p> <p>(20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「<u>826,500円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>（受給資格）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が<u>80万9千円</u>以下である者をいう。</p> <p>(20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「<u>80万9千円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>（受給資格）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 区分Ⅰ 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。）の合計額が<u>826,500円</u>以下であること。</p> <p>イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>826,500円</u>以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。</p> <p>(3) 障がい者 障がい者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに障がい者の民法（明治29年法律第89号）</p>	<p>(2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 区分Ⅰ 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。）の合計額が<u>80万9千円</u>以下であること。</p> <p>イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。</p> <p>(3) 障がい者 障がい者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに障がい者の民法（明治29年法律第89号）</p>

改正後	改正前
<p>第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその障がい者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(4) 高齢障がい者 高齢障がい者及びその配偶者並びに高齢障がい者の扶養義務者で主としてその高齢障がい者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額</p>	<p>第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその障がい者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(4) 高齢障がい者 高齢障がい者及びその配偶者並びに高齢障がい者の扶養義務者で主としてその高齢障がい者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額</p>

改正後	改正前
<p>の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幼児等及びこども 幼児等及びこどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 次に掲げる幼児等及びこどもの区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 幼児等若しくはこども（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）であつて、幼児等保護者若しくはこども保護者又は幼児等保護者若しくはこども保護者が当該幼児等若しくはこどもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくはこどもの扶養義務者で主としてその幼児等若しくはこどもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満である場合 被保険者等負担額に相当する額</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幼児等及びこども 幼児等及びこどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 次に掲げる幼児等及びこどもの区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 幼児等若しくはこども（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）であつて、幼児等保護者若しくはこども保護者又は幼児等保護者若しくはこども保護者が当該幼児等若しくはこどもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくはこどもの扶養義務者で主としてその幼児等若しくはこどもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満である場合 被保険者等負担額に相当する額</p> <p>(イ) (略)</p>

改正後	改正前
<p>イ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(市町村民税の額の算定の特例)</p> <p>6 第3条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項第2号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」については、第3条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項第2号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</p>	<p>イ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(市町村民税の額の算定の特例)</p> <p>6 第3条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項第2号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」については、第3条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項第2号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</p>

附 則
(施行期日)

- この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項第2号並びに付則第6項にかかる改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和8年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。